

本校のいじめ防止基本方針

徳島県立徳島科学技術高等学校（定時制課程）

1 本校定時制のいじめ防止基本方針

(1) 策定及び見直しについて

いじめ防止対策推進法が、平成25年6月28日に成立、同年9月28日に施行され同年10月11日には同法に基づく国の「いじめ防止対策基本方針」が策定されました。平成26年3月には「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、本校定時制においても、法律や国の方針をふまえ、いじめの問題への取組の一層の強化を図るために「いじめ防止基本方針」を策定しました。また平成29年3月14日に文部科学省が最終改定を行ったことをふまえて見直しを図り、令和7年2月に「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針（改訂版）」が示され、さらなる見直しを図りました。

本校定時制の生徒指導・教育支援体制は、HR担任を中心として、管理職、生徒課、人権教育課、各クラス等が連携して行われてきた歴史があります。また、全教職員が巡視当番に当たり生徒とのきめ細やかな関係づくりに取り組んできました。この対応は、単に「いじめ」の未然予防、早期発見、いじめ問題への対処のためだけに限定したのではなく、人権教育や授業改善、生徒の規範意識の向上やコミュニケーション能力の育成への取り組み等、種々の教育と併せて総合的に行われてきた体制です。その結果、ここ数年は重大事態と認知された事象は発生せず、また僅少な事案においても早期の段階で解決することができています。

しかしながら近年において、インターネット上でのトラブル等、教職員が確認しづら
い、表出しない事案が水面下で発生していることも考えられます。また、校外の人間関係が複雑に絡む等、その解決が困難であるケースもあります。こうした現状と児童生徒を取り巻く社会情勢を踏まえ「いじめは絶対に許さない、認知されたいじめはすべて解決する」という強い信念を持ち、いじめの防止・早期発見・早期解決への取組を進め、子供たちが互いに思いやり、心身ともに健やかに成長できる社会を実現するため、本校定時制においても組織的、継続的、連続的指導体制を構築し、生徒指導、教育支援体制の強化を図るため、いじめ防止基本方針の見直しをしました。

(2) いじめの定義

本基本方針における「いじめ」については、いじめ防止対策推進法第2条をふまえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場
合が多々あることをふまえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

【参考例】

- * 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- * 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- * 金品をたかられる。
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- * パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、職場や義務教育段階での人間関係、塾やスポーツクラブ等該当生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。また、物理的影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、該当生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースにつき、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な指導が必要である。加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事象を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

また、これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報等の連携を行う。

(3) いじめ等の理解

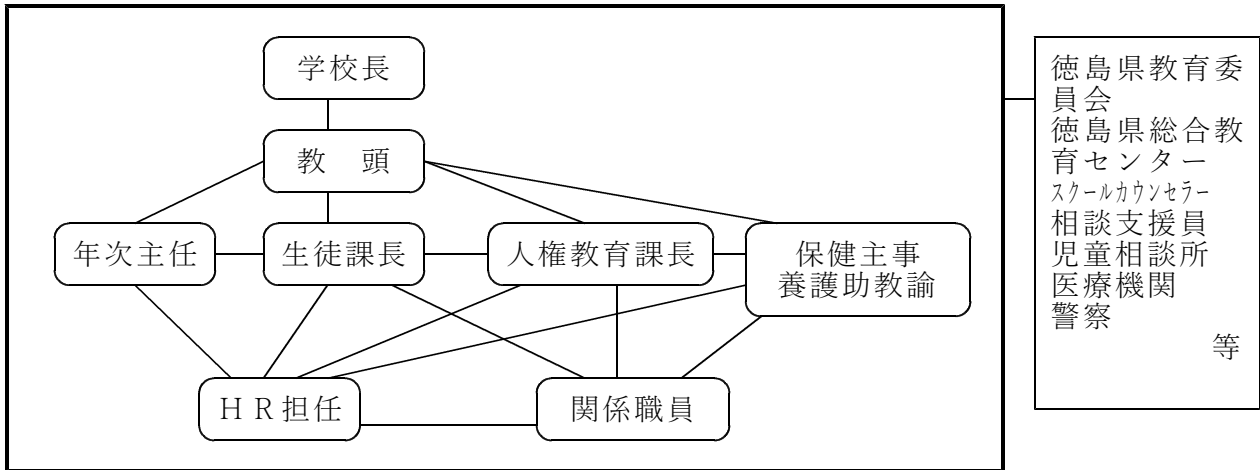
- ① いじめは、どの生徒でも加害者にも被害者にもなりうる全ての生徒に関係する問題である。とりわけ嫌がらせやいじめ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすること、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ② いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞感）と、はやし立てたり面白がったする「観衆」の存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団としていじめを許容しない雰囲気や形成されるようにすることが必要である。
- ③ 教職員の生徒観や指導のあり方が問われる重大な問題である。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ① 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- ② いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒に十分理解できる指導をする。
- ③ 学校重点目標に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正・評価を行う。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、生徒の個性に応じた指導をする。
- ⑤ 【未然防止・早期発見】ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知する。また、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。
- ⑥ 【いじめへの対処】発見・通報を受けた場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を行うことが必要である。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ⑦ 【関係者のケア・再発防止】より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように努め、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ⑧ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携を図るとともに、日ごろから、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 学校いじめ対策組織

(1) 組織図 (いじめ防止対策委員会)



※組織の構成

管理職や主幹教諭・指導教諭・生徒指導担当教員・教育相談担当教員・年次主任・養護教員・学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員・学校医等

※個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター・生徒が相談しやすい教職員等関係の深い教職員を追加する。
 ※場合によっては、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

(2) 組織の役割

いじめ防止対策委員会の役割は、指導指針をふまえ、全教職員協力のもと、未然防止、早期発見・早期対応、被害者・加害者及び関係者のケア、再発防止である。特に3つの役割を担う。

- ① 生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ② いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ③ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取を行う。

教職員への「いじめ防止基本方針」の周知と確認、研修等を行い、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めるようにする。また、ホームページに掲載し、保護者や地域に情報発信をする。

3 教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの「未然防止」のための取組

- * 日ごろから生徒との関係づくりに努める。
- * 登下校指導・巡視指導等あらゆる機会を通じて基本的な生活習慣・規範意識を高める取組を推進する。
- * 「いじめ防止委員会」を設置し、生徒が主体となって、いじめ問題に取り組む活動の推進を図る。
- * 夜間定時制という制約の多い時間帯であっても、関係機関と連携して安全教室・防犯教室を積極的に開催する。
- * 夜間・休日を含め、いつでもいじめ等の悩みを相談することができるよう「24時間子供SOSダイヤル」や「いじめホットライン」等、子供の相談窓口を集約し、学校や家庭に周知する。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のあふれる大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的に取り組む。自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てるための教育活動に取り組むために、授業や行事・部活動などあらゆる教育活動の中で生徒とのふれあいを重ねていくことで、教職員と生徒や生徒同士の適切なコミュニケーション能力を身につけ、自尊心と他者を思いやる豊かな人間性を育むことを目指す。

いじめが生まれる背景をふまえた指導上の留意点は、生徒それぞれが持っている多様な背景を考慮しながら指導にあたる。一方、わかりやすい授業づくりを進め、授業研究や意見交換を教職員相互に行う。行事や部活動への積極的な参加をすすめる。ストレスに適切に対処できる力を育むために、日常の授業やHR活動をはじめ、教育活動のあらゆる場面で、声かけや対話、ともに活動することを通して指導を積み重ねていく。さらに、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方に注意を払うため、管理職は常に授業や特別活動における観察を心がける。自己有用感や自己肯定感を育む取組を次のように行う。

- * 定通連体育大会や生活体験発表大会への積極的な参加を勧める。
- * 奉仕活動を通して地域貢献に役立っていることを理解させる。
- * 多くの資格試験に挑戦し、取得することで達成感を得る。
- * わかりやすい授業を心がけ将来の展望を指導することで意欲的な学校生活に導く。

- ① 学校・教職員の責務として取り組むこと
 - * 授業改善の取組
 - * 教職員自身の人権感覚の向上のための校内研修
 - * 教育支援体制・生徒指導体制の確立
- ② 生徒への指導として取り組むこと
 - * 授業規律確立の取組
 - * 自己有用感や自己肯定感を高める、集団づくりや自治能力・コミュニケーション能力育成の取組
 - * いじめや人権学習についての取組
 - * 報告・連絡・相談ができる生徒の育成

= 教育・指導場面 =

「いじめられたらやり返す」を許さない

いじめられたら反対にやり返せばよい、それこそが最大の被害防止であるという主張もある。我が子さえ被害に遭わなければよいという人には受け入れられやすいが、弱かった生徒が強くなっても、誰か別の弱い生徒が犠牲になるだけで、学校はいじめは減らない。

「いじめられる側にも責任がある」を許さない

いじめは、いじめる者が悪い。いじめを受けた者が、いじめと思ったらそれはいじめである。(被害者救済の考え方)

いじめをする者はそれなりの理由を持っている。そのことを傾聴し、思いを聞くことは大切である。その上で、「だからといって人権を無視した言動をとっていいというものではない」つまり「いじめをしてもいい」というものではないことをは

つきりと教える必要がある。その際、その者がいじめをする理由として掲げている内容について適切な解決方法を指示し、いじめをする理由としていたことを反省する好機とする。

「いじめ」と「暴力・犯罪行為等」を混同しない

いじめについて悩みを聞く中で、「万引き」や「自転車等の窃盗」を強要され、「集団による暴力、一方的な暴力」を受けた等の相談を受けることがある。この場合、「いじめ」の問題として対応するだけでなく、「暴力」や「犯罪」ともかわる事象であるとの認識にたち対応する。対応を誤ってしまうと、「いじめ」の指導の陰で「犯罪」へと結びつく「芽」を見逃すこととなり、事象の本質に迫る指導が適切になされないことになる。したがって、「万引き」や「自転車等の窃盗」の強要は、「いじめ」であると同時に「犯罪を強要する行為」であることを周囲の者がしっかり認識した上で、いじめ被害者や加害者に対応することが大切である。

いじめ防止（予防）の方策

いじめに限らず、不登校や暴力行為も含め、生徒指導上の諸問題に対する未然防止（予防）の方策は大きく分けて2つある。

1つめは、問題が起きにくい環境や条件を整えることによって未然防止を図ろうとするもので教職員や専門家が主体となり「いじめ問題をテーマにした講演会」やいじめについての定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施、子どものSOS相談窓口を集約して周知する等、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

2つめは、いじめの被害者や加害者にならない生徒に育てることによって未然防止を図ろうとするもので、生徒が自ら「いじめをなくす宣言文の作成」や「いじめ防止アピール集会」などに取り組み、いじめ問題を自分の問題として考える力を心の中に育てるものである。

治療的予防と教育的予防

1つめを治療的予防、2つめを教育的予防と考える。治療的予防は、とにかく問題発生を抑える点に主眼を置いて生徒より教職員、素人より専門家が主導権を握ることが多い。問題が起きないことが最優先である以上、より確実な方法をとるのは当然である。教育的予防は、生徒が健全に育つ点である。そうなれば、自力で問題を回避したり解決できるようになる。専門家がかわることもあっても、生徒を支える側に回るなど、あくまで生徒自身が育つことによって問題が起きないようにする。

発達的な視点（LD・ADHD・高機能自閉症等の有無の視点）を見落とさない

いじめなどの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障がいがある可能性があるか否かなど、生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要がある。

こういった生徒の多くは、授業中に話を聞き取ることが苦手であったり、話が終わる前に回答を言ってしまうたりすることがある。また、相手の気持ちを読み取ったり、言葉の真意を理解できずに言われたまま受け取ったりする場合があります。生徒同士の間で、トラブルになることもある。自分としては一生懸命やっているつもりなのに、うまくいかなかったり、仲間はずれにされたり、いつも叱られたりすると、次第に何に対しても自信を失ってしまいがちである。

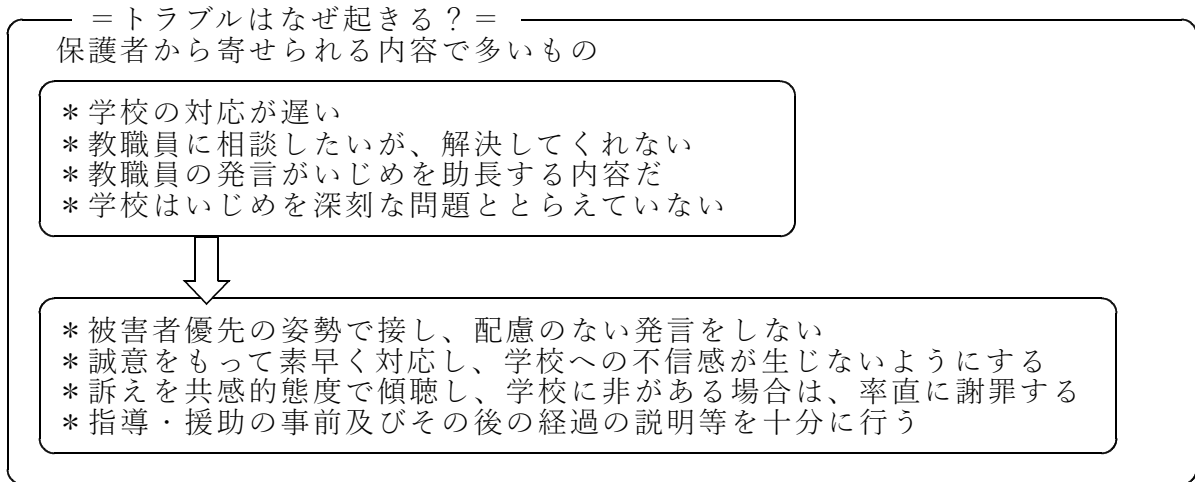
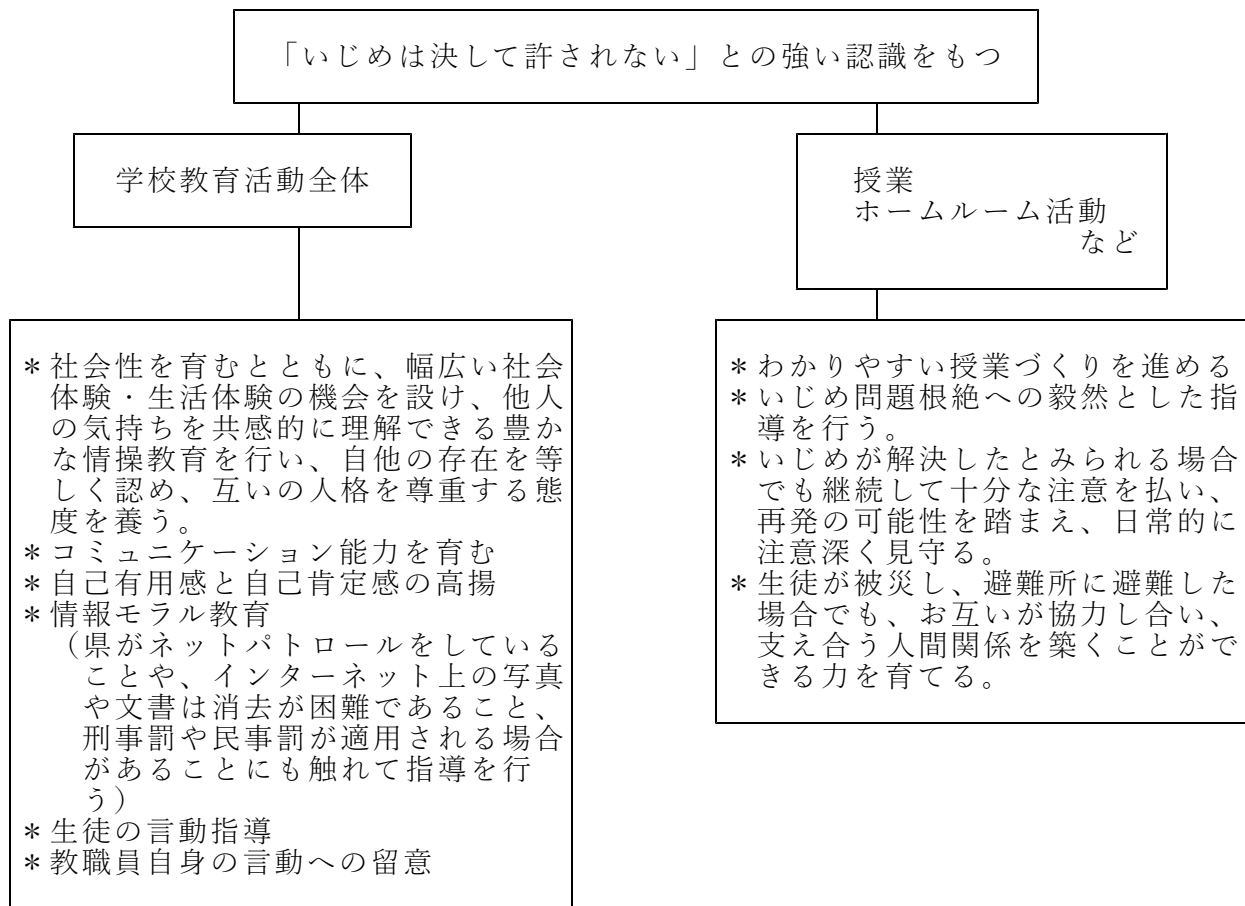
まず、まわりの人が障がいの特性を十分に理解し、その生徒を理解し、認め、自尊感情を育てることが大切である。また、情報を伝えるときなどは、言葉だけでなく視覚的な情報を活用するなど、生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行う。

このように「発達的な視点」をもつことで、障がいのあるなしにかかわらず、すべての生徒をいじめる側にもいじめられる側にもさせない体制を整える。

家庭・地域社会との連携

学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、学期の始期、入学式等で生徒や地域住民の理解を得るよう努める。また、家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。

P T Aや関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校評議員制度を活用し、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。



5 早期発見・早期対応の在り方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日ごろから生徒への声かけや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、いじめの認知について組織的に判断する。いじめられた生徒を守り通すことを第一義として、生徒や保護者の心情を十分に考慮した上で、生徒の立場にたった継続的なケアを行う。一方、いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、再発防止に向けて、生徒の状態に応じ、ストレスへの対処や自己肯定感・コミュニケーションスキルを高めるといった適切かつ継続的な指導及び支援を行う。さらにスマートフォン等の正しい利用方法やインターネットの危険性について理解させる「スマホ・ネット安全教室」の実施を促進し、生徒の情報モラル教育の充実を図るとともに、ネットパトロール等との連携によりインターネットを通じて行われるいじめの早期発見、早期対応に取り組む。あわせて、保護者に対しても、インターネット上の書き込みやSNSのトーク等がいじめの温床となる危険性があることやフィルタリングの利用促進等について、広報や啓発に取り組む。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - * どのような状況であるのかを、時間をかけて、丁寧に聞く。
 - * 結論を誘導したりせず、本人の言葉がでるまでじっくり待つ。
 - * 本人の要望（どうしたいのか、どうして欲しいのか）を十分に聞く。
 - * いじめ対策組織において、問題を軽視することなく正確かつ迅速に事実関係を把握し、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- (2) いじめられたと訴えられた関係生徒への対応
 - * いじめられた生徒を徹底して全力で守り抜く。
 - * いじめられた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
 - * 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
 - * 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に応じる。
 - * スクールサポーターの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
 - * 特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に該当生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (3) いじめた生徒への指導と保護者への助言
 - * 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
 - * いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
 - * いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
 - * 複数の教員で対応し、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- (4) 他の生徒への指導
 - * 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
 - * 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- (5) 教育委員会等への報告と連携

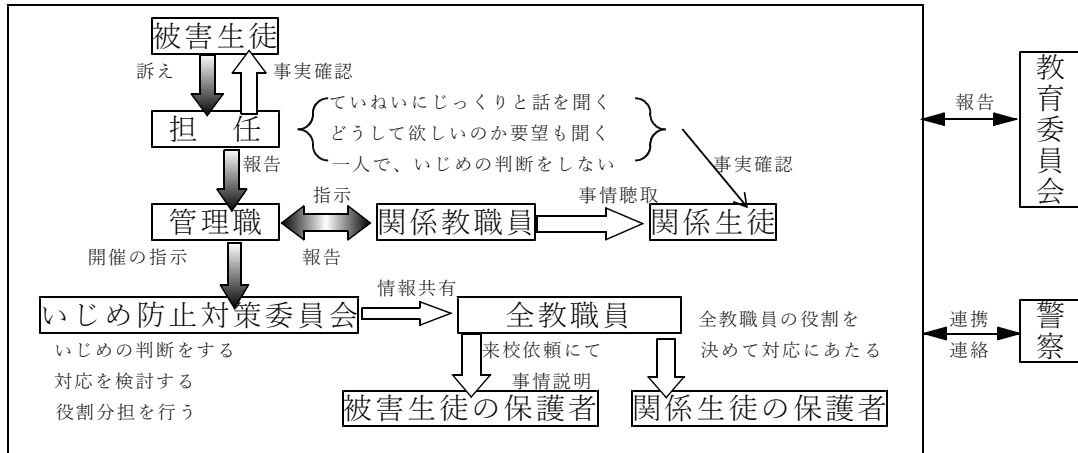
いじめを認知した場合は、学校長が速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、大学教授等によるスクールプロフェッサー、スクールロイヤー、学校問題解決支援コーディネーター、相談支援員等の派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。
- (6) 関係機関への相談・通報
 - * 学校だけでは解決が困難な事案（いじめ、恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為）に対して、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
 - * 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに通報する。
 - * ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
- (7) いじめの解消状態

少なくとも、次の2項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- * 少なくとも、3ヶ月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期間を設定できる。
- * いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

(8) いじめ防止対策委員会

- * 事実関係から、いじめの実態について判断する。
- * いじめのあるなしにかかわらず、訴えた生徒を支援する対策を考える。
- * できる限り具体的な支援策や対応策を考えて、担任一人にませることなく、全教員で対応できるような役割分担を行う。



7 重大事態への対処

いじめの重大事案については、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- * いじめにより本校定時制に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。（生徒が自殺を企図した場合等）
- * いじめにより本校定時制に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事案に至ったという申立てがあった場合

(1) 問題解決への対応

- * 情報の収集と事実の整理・記録
- * 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- * 関係生徒への指導
- * 関係保護者への対応
- * 全校生徒への指導

(2) 説明責任の実行

- * いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- * 全校保護者への対応
- * マスコミへの対応

(3) 再発防止への取組

- * 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- * 問題の背景・課題の整理、教訓化
- * 取り組みの見直し、改善策の検討・策定
- * 改善策の実施

8 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について学校評価の項目に加え取組を評価する。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組み評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

9 年間計画(いじめ防止プログラム)

【年間目標】 全ての教育活動を通して、全生徒に「いじめは絶対に許されない」ことを理解させ、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

	内 容	対象者	担当
4月	学校基本方針の説明 指導体制や指導計画の公表・周知 (ホームページへの公表) 年次会 入学式・オリエンテーション 全校集会 個人面談 各種調査(人権意識・生活調査等) いじめ防止委員会 校則検討委員会 校内研修(情報交換・共有理解) 教科担任会 人権デー① 関係機関との連携	教職員 教職員・保護者・近隣地 域等 教職員 生徒・保護者(1年次) 生徒(2～4年次) 生徒(全年次) 生徒(全年次) 生徒 生徒 教職員 教職員 生徒(全年次) 警察署・育成センター・ 児童相談所等	生徒指導主事 生徒課・情報教 育課 各年次主任 教務課・生徒課 教務課・生徒課 担任・関係職員 人権教育課・生 徒課 人権教育課 生徒課 生徒課 各年次主任 人権教育課 教頭・生徒指導 主事
5月	校内研修 PTA総会 学校運営協議会 教科担任会 全校集会 人権デー② 人権HR活動①	教職員 保護者 委員・教職員 教職員 生徒(全年次) 生徒(全年次) 生徒(全年次)	生徒課 総務課 教頭・教務主任 各年次主任 特活課・生徒課 人権教育課 人権教育課
6月	教科担任会 生徒総会 人権HR活動② 定通連体育大会	教職員 生徒(全年次) 生徒(全年次) 生徒(全年次)	各年次主任 特活課 人権教育課 特活課
7月	アンケート調査(いじめ調査等) ケータイ・スマホ安全教室 教科担任会 校内研修(1学期の点検) 全校集会 三者面談	生徒(全年次) 生徒(全年次) 教職員 教職員 生徒(全年次) 生徒・保護者(全年次)	生徒課 生徒課 各年次主任 生徒課 教務課・生徒課 担任・関係職員
8月	1学期の取組の点検・評価・改善 三者面談 リーダー研修	教職員 生徒・保護者(全年次) 生徒(生徒会希望者)	生徒課 担任・関係職員 特活課
9月	校内研修 全校集会 個人面談 奉仕作業 定通連生活体験発表大会 人権HR活動③ 教科担任会 人権デー③	教職員 生徒(全年次) 生徒(全年次) 生徒(全年次) 生徒(全年次) 生徒(全年次) 生徒(全年次) 教職員 生徒(全年次)	生徒課 教務課・生徒課 担任・関係職員 特活課 特活課 特活課 特活課 各年次主任 人権教育課
10月	教科担任会 人権HR活動 校内研修	教職員 生徒(全年次) 教職員	各年次主任 人権教育課 人権教育課
11月	教科担任会 文化祭 校内研修 人権デー④	教職員 生徒・保護者(全年次) 教職員 生徒(全年次)	各年次主任 特活課・総務課 情報教育課 人権教育課

12月	校内研修 2学期の取組の点検・評価・改善 アンケート調査（いじめ調査等） 薬物乱用防止教室 全校集会 学校運営協議会	教職員 生徒（全年次） 生徒（全年次） 生徒（全年次） 生徒（全年次） 委員・教職員	生徒課 生徒課 生徒課 生徒課 教務課・生徒課 教頭・教務主任
1月	全校集会 個人面談 修学旅行 人権デー⑤ 教科担任会 人権HR活動④（3・4年次） 予餞会 卒業生集会 校内研修	生徒（全年次） 生徒（全年次） 生徒（3年次） 生徒（全年次） 教職員 生徒（3・4年次） 生徒（全年次） 生徒（3・4年次） 教職員	教務課・生徒課 担任・関係職員 3年次主任 人権教育課 各年次主任 人権教育課 特活課 4年次主任 生徒課
2月	教科担任会 学校運営協議会 人権HR活動④（1・2年次） 校内研修 いじめ防止委員会 校則検討委員会	教職員 委員・教職員 生徒（1・2年次） 教職員 生徒 生徒	各年次主任 教頭・教務主任 人権教育課 人権教育課 人権教育課 生徒課
3月	教科担任会 アンケート調査（いじめ調査等） 校内研修 学校運営協議会 1年間の取組の点検・評価・改善 と次年度の計画 全校集会 人権映画鑑賞 合格者説明会	生徒（全年次） 生徒（全年次） 教職員 委員・教職員 教職員 生徒（全年次） 生徒（全年次） 生徒・保護者（合格者）	各年次主任 生徒課 情報教育課・生徒課 教頭・教務主任 生徒課 教務課・生徒課 人権教育課 教務課・生徒課

* 必要に応じて三者面談、また年次主任、生徒課長、相談支援員等を含めた面談等を実施する。

平成27年4月 1日策定
平成29年4月 1日改訂
平成29年3月31日改訂
平成30年2月28日改訂
令和 7年3月31日改訂